

取組 項目	視座 3「財源」	(3) 特別会計等	推進担当課 (局・室)	総務部 行政経営企画室 各出資法人所管課
	②出資法人の経営改善、自立性拡大の推進			

1 「目指す県庁の姿」実現に向けての取組の方向性

(1) 目指す県庁の姿	i ‘持続可能な滋賀’を支える県庁
(2) 基本的な考え方	

健全な行財政基盤を有する「‘持続可能な滋賀’を支える県庁」の実現に向け、県が出資・出損を行うことで設立に関わり、必要に応じて人的あるいは財政的支援を行っている出資法人の経営改善、自立性拡大の推進に取り組む。

出資法人は、今後、より一層効果的、効率的に公共的サービスを提供することが求められる。また、県に財政的リスクのある出資法人(県が債務保証・損失補償、長期貸付けまたは短期貸付けを行う出資法人)においては、その経営の悪化に伴う県財政への影響を回避する必要がある。

こうしたことから、出資法人が、自らの責任で事業を遂行する県から独立した事業主体として、その特性に応じた経営改善や自立性の拡大を図るよう、県として適切に関与を行う。また、出資法人および県における経営評価や情報公開を行い、出資法人の経営状況等の透明性を高める。さらに、県は、出資法人を取り巻く状況や業務内容の変化等に応じて、全庁的な視点で出資法人のあり方にかかる必要な検討を行うとともに、公共的分野における民間活動の担い手としての出資法人の設立趣旨に鑑み、地域活性化等に資する有意義な活動の展開に向けて必要な検討を出資法人へ促す。

<これまでの取組状況・課題等>

出資法人は、設立以降、各行政分野での県の政策目的の達成に大きな役割を果たしてきたが、法人を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、平成 9 年度(1997 年度)から数次にわたり、法人のあり方や県の関わり方について見直しを行った。

その結果、社会情勢の変化等により設立当初の意義が低下した法人の量的な見直しが一定進んだことから、平成 27 年度(2015 年度)から県は、「滋賀県行政経営方針」に基づき、出資法人がより効率性、柔軟性、専門性等を發揮した運営を行うよう法人の経営改善、自立性拡大に重点を置いた関与を行っている。

[これまでの見直し等の主な結果]

○法人数	51 法人(平成 9 年度)	→	26 法人(平成 29 年度)
○県からの派遣職員数	110 人(平成 20 年度)	→	93 人(平成 29 年度)
○債務超過法人数	5 法人(平成 16 年度)	→	1 法人(平成 29 年度)

2 取組期間中における取組

(1) 取組の概要

出資法人の経営改善等に関する基本的な考え方(後掲)に沿って、各出資法人へ適切に関与を行う。

(2) 具体的な取組内容

(ア) 法人ごとの計画(後掲)に基づく進捗管理

各出資法人へ適切に関与を行うにあたり、出資法人との間で、法人ごとの計画(後掲)を定め、進捗管理を行う。

出資法人のうち、滋賀県土地開発公社および(公財)滋賀県希望が丘文化公園については、幅広くあり方の検討に向けて取り組むよう、県は、出資法人の特性を踏まえながら、積極的な関与を図る。

また、(公財)滋賀県環境事業公社、(一社)滋賀県造林公社、(公財)滋賀食肉公社および(株)滋

賀食肉市場については、県が債務保証・損失補償、長期貸付けまたは短期貸付けを行う出資法人であることから、県は、出資法人の特性を踏まえながら、積極的な関与を図る。

なお、(公財)滋賀食肉公社および(株)滋賀食肉市場は、総務省通知(平成30年(2018年)2月20日付「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」)を踏まえて策定する経営健全化方針に基づく取組を行う。

(イ)経営評価の実施および公表

出資法人の経営状況の把握および各出資法人への適切な関与に資するよう、毎年度、各出資法人について県および出資法人自身による経営評価を行うとともに、その内容を公表する。

(3)目標(2022年度)

- ・県以外の者からの収入の拡大
法人全体として2022年度において平成30年度(2018年度)より拡大
- ・県の財政的リスク(損失補償・債務保証、長期・短期貸付け)の縮小
法人全体として2022年度において平成30年度(2018年度)より縮小

<目標設定の考え方>

各出資法人が、その特性に応じた経営改善や自立性の拡大を図ることとしていることから、法人全体として、県以外の者からの収入の拡大を目標として設定する。

また、出資法人の経営が悪化した場合における県財政への影響を縮小させる必要があることから、県の財政的リスク(損失補償・債務保証、長期・短期貸付け)の縮小を目標とする。

3 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
(ア)法人ごとの計画(後掲)に基づく進捗管理		法人ごと計画に基づく進捗管理 →			
(イ)経営評価の実施および公表		評価の実施および公表(毎年度) →			

出資法人の経営改善等に関する県の基本的な考え方

I 経営改善等の必要性

出資法人(県が資本金、基本金、基金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資し、または出捐している法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき設立された法人を除く。)をいう。以下同じ。)は、県から独立した組織としての効率性や柔軟性、機動性等を生かして県の施策目的を効果的に推進する観点から、県がその設立に関わり、これまで必要に応じて人的あるいは財政的側面から関与を行ってきた。

こうした中、出資法人については、平成9年度から数次にわたる見直しに取り組み、改革の成果を上げてきたところである。

一方、県は、限られた資源でどのような施策をどの程度実施するかという視点で行政経営を進めることが求められており、地域活性化等に資するよう、現場のニーズに即した効率的で効果的な行政サービスを実現する観点から、不断の改革に取り組まなければならない。

また、主として県に財政的リスクのある出資法人において、経営が著しく悪化した場合、県の財政に影響を及ぼすことも懸念されることから、効率化や経営健全化等に継続して取り組むことが求められている。

公共サービスの一層効果的で効率的な提供を実現する観点および県財政への影響を回避する観点から、県は、今後も、出資法人によるその特性に応じた経営改善および自立性の拡大に向けて、適切な関与を行う。また、引き続き出資法人および県による経営評価や情報公開を行い、出資法人の経営状況等の透明性を高める。さらに、県は、出資法人を取り巻く状況や業務内容の変化等に応じて、全庁的な視点で出資法人のあり方にかかる必要な検討を行うとともに、公共的分野における民間活動の担い手としての出資法人の設立趣旨に鑑み、地域活性化等に資する有意義な活動の展開に向けて必要な検討を出資法人へ促す。

II これからの出資法人のあり方と県の関与について

出資法人と県の関与のあり方については、県民にとってより効果的かつ効率的な公共的サービスの提供という観点から、次のような方向を目指す。

1 今後の出資法人のあり方

(1) 自立した経営機能の発揮

これまで出資法人は、行政が担うべき分野の拡大や業務量の増大等に対応して行政を補完、代替、支援する役割を果たしてきたことから、人的、財政的に県への依存度が大きくなる傾向にあったが、新公益法人制度への移行を踏まえ、自主的、主体的な経営が求められるようになっている。

そのため、今後は、県の人的、財政的関与に過度に依存することなく、自らの経営感覚が生かせる自立した経営体に転換していくことを目指す。

(2) 環境変化に対応しうる経営の確立

近年の社会経済情勢の変化は著しく、出資法人の運営にも大きな影響を及ぼすようになっている。公共的分野における民間活動の担い手として出資法人が継続的に活動を展開していくためにも、出資法人自らが社会経済情勢の変化に機敏に対応して事業の見直しを行い、地域の活性化等に資する有意義な活動を含め、出資法人の目的に沿った多様な活動を自主的かつ効果的に展開できる経営の実現を目指す。

(3) 透明性の確保

出資法人は、県組織の外部にあって業務の執行について高い柔軟性を有する反面、その活動内容等については、県民から見えにくい状況にあることから、財務状況だけでなく、組織や活動の成果なども含め、実態を県民が容易に把握できるよう、透明性の更なる向上を目指す。

2 県の関与のあり方

(1) 役割と責任の明確化

出資法人は、県から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、その経営責任はもとより経営者に帰するものであるが、県の施策目的を達成するため出資法人の実施している事業について県が一定の関与を行っている場合は、県と出資法人における責任の所在が不明確になりやすいことから、県は、人的、財政的関与の縮小を図るとともに、あらかじめ出資法人との役割分担とそれぞれの責任を明確にする。

(2) 適切かつ効果的な連携協力関係の構築

県は、出資法人の自主性や主体性を尊重しつつ、出資法人が地域の活性化等に資する有意義な活動を展開し、効果的に出資法人の目的が達成できるよう、出資法人との連携、協力を図る。

(3) 経営状況の的確な把握

県は、出資者として出資法人が抱える課題や県の財政的リスクに対して迅速に対処する必要があるため、監査、報告徴収その他の手段によりその経営状況を適時的確に把握、評価するとともに、県民にもその状況をわかりやすく伝える。

III 出資法人の経営改善等の推進

出資法人が公共的活動の担い手としてその役割を發揮していくためには、健全な財務状況を確保しつつ、より効果的かつ効率的な活動が展開できるよう出資法人の経営改善や自立性の拡大、透明性の向上等の不断の改革を推進することが必要である。

また、主として県に財政的リスクのある出資法人において、出資法人の経営が著しく悪化した場合、県の財政に影響を及ぼすことも懸念されることから、出資法人の効率化や経営健全化等に取り組むことが必要である。

このため、県は、出資法人の自主性を尊重しつつ、出資者として次の事項について、出資法人への要請も含めて取り組む。

1 自主的・自立的経営の推進

(1) 組織体制

① 出資法人が県から独立した経営機能を發揮するためには、県の人的関与を可能な限り縮小する必要があることから、出資法人の代表者への知事および副知事の就任については、事業を円滑に推進していくためやむを得ない場合を除き、原則として廃止する方向で引き続き見直す。例外的に廃止しない場合においては、知事および副知事が代表者の職責を果たしうるのか、十分に検討を行うものとする。

また、県職員の出資法人への派遣については、出資法人の要請に基づき必要最小限の範囲にとどめることとするほか、県退職職員の役職員への就任についても、出資法人の要請に基づくことを基本とするとともに、その透明性の確保に努める。

さらに、外部から専門性や経験に優れた人材を出資法人の役職員に積極的に登用する取組も促す。

② 出資法人の経営状況等の正確な把握を行うためには、財務諸表の適正性の確保が前提となることから、出資法人による財務諸表の作成等に当たり、公認会計士その他の企業会計等に通じた者による監査、確認、指導または助言を受けることとなるよう取り組む。

(2) 財政基盤の強化等

① 出資法人の自主性を高めるためには財政の自立性を高めることが必要不可欠であり、出資法人の継続的な活動を確保する観点からも、県の補助金や受託事業による財政的関与に過度に依存しない財務体質を確立することが極めて重要である。

また、出資法人は県から独立した事業主体であり、その経営は原則として自助努力により行われるべきであることから、県がやむを得ず補助金等による財政支援を行う場合であっても、その対象は、性質上当該出資法人の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、および当該出資法人が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費に、限られるものと考えられる。

このため、公益法人制度改革による税制優遇措置を活用した民間資金の導入や事業収入の確保等を積極的に推進し、補助金等による県の財政的関与を縮小していくとともに、基本財産等法人経営の基礎となる財産についても民間資金の積極的な導入により財政基盤の強化が図られるよう取り組む。

- ② 出資法人の債務に関する損失補償(道路公社および土地開発公社に対する債務保証を含む。以下同じ。)は、これを行わないことを原則とする。ただし、他の方策による公的支援では対応困難であるなど、真に必要やむを得ず行う場合には、損失補償契約の内容、損失補償を行う特別の理由、対象債務の返済の見通し、損失補償を行っている債務を県が負うことになった場合の影響等を、議会・県民等に明らかにするものとする。
- ③ 出資法人に対する短期貸付け(同一年度に貸付けと返済の双方が行われる貸付けをいう。)を反復継続して実施している場合には、当該出資法人が県からの借入れの縮小に取り組むことを基本として、早期に改善するよう努めるものとする。
- ④ 5に規定する県が積極的な関与を図る出資法人のうち、県が公的支援を行うものについて財政的・人的支援を継続する場合には、支援を漫然と継続することや、支援の規模が安易に拡大することがないように、県の支援の上限や期限、支援を再検討する要件等の取決めについて検討を行う。

2 経営見通しと目標を明らかにした経営計画の策定

出資法人が健全な経営を確保し、自らの目的に沿ってその活動を効果的に展開するとともに、主として県に財政的リスクのある法人において、県の施策目的を効果的に推進する観点に留意しつつ、経営が著しく悪化した場合における県財政への影響を回避するためには、将来的なあり方も含め、中長期的な視点をもって経営に当たることが極めて重要である。

このため、出資法人において経営全般にわたる中長期的な目標とそのための取組を明らかにした 3年から 5年程度の計画を策定するとともに、それをもとに、毎年度、具体的な年度目標を定めて効果的な経営が行われるよう取り組む。

3 経営評価の実施

出資法人が健全な経営を確保しつつより効果的な事業展開を行うとともに、主として県に財政的リスクのある法人において、県の施策目的を効果的に推進する観点に留意しつつ、経営が著しく悪化した場合における県財政への影響を回避するためには、経営の状況や活動の成果を適切に把握、評価し、次の取組に生かしていくマネジメントサイクルを確立することが極めて重要である。

このため、中長期的な計画や毎年度の目標をもとに、出資法人自らが経営状況や活動状況等について点検評価し、達成度や課題等を明らかにして改善につなげるため、経営評価を実施するよう取り組む。

また、県としても、出資法人の経営状況や活動の実態、点検評価の結果などを適切に把握し、その内容について経営評価において出資者として評価し、必要な対応を行う。

4 情報公開の推進

県が関与している出資法人については、財政健全化法の施行などを背景として県民の関心も高まっていることから、出資法人の活動状況や財務状況のほか、経営評価なども含め、出資法人自らがインターネットなど様々な媒体を用いて積極的に情報を提供するよう取り組む。

また、県としても、出資法人に関与している立場から、その状況を総括的に県民に分かりやすく情報提供する。

5 県が積極的な関与を図る出資法人

次に該当する出資法人については、県民ニーズに即して必要な行政サービスを効果的、効率的に提供する観点および県財政への影響を回避する観点から、出資法人が役割の見直しやその検討、または財務の健全性確保に向けて取り組むよう、県は、出資法人の特性を踏まえながら、積極的な関与を図る。

- (1) 現在の社会や県民のニーズに十分適合しないもの
- (2) 出資法人以外の者により適切に代替されうるもの
- (3) 公共性または公益性に乏しいもの、これらが著しく低下したもののその他の県が支援を行う政策的必

要性の低いもの

- (4) 他の事業手法と比べて費用対効果に乏しいもの
- (5) 債務超過であるもの
- (6) 県が債務に関する損失補償(道路公社および土地開発公社に対する債務保証を含む。)を行っているもの
- (7) 県が短期貸付けを行っているもの
- (8) 県が長期貸付けを行っているもの

各出資法人に係る計画

1 滋賀県土地開発公社【担当部課(局・室)名:総合企画部企画調整課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	平成26年(2014年)3月に県が策定した「滋賀県土地開発公社のあり方に関する方針」において、現事業の全ての終了が見込まれる2023年度末を目途に公社の役割を検証することとした。今後は、公社の専門性・機動性・交渉ノウハウの需要や事業量の見通しを踏まえつつ、第3期中期経営計画に基づく取組を実施するとともに、公社の役割の検証を進める。※検証においては、現時点では公社の廃止を前提とせず、廃止から存続までを含め幅広く検討を行う。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 第3期中期経営計画に基づき、滋賀竜王工業団地の分譲、日野町西大路地区定住宅地整備事業、新名神高速道路用地の取得、草津警察署移転用地事務造成工事にかかる積算、監理・監督業務および(仮称)多賀スマートインター用地事務に取り組むとともに、県等からのあっせん事業を積極的に受託し、健全経営を目指す。【出資法人】						<ul style="list-style-type: none"> ・【滋賀竜王工業団地】分譲完了 2019年度末 ・【日野町西大路地区定住宅地整備事業】分譲完了 2023年度末 ・【新名神高速道路用地事務】用地事務完了 2019年度末(収用の場合 2020年度末) ・【草津警察署移転】造成工事積算等 2020年度後半 ・【多賀スマートインター用地事務】用地事務完了 2020年度半ば
2 県から公社への委託事業(土地の先行取得等)に係る今後の見通しを踏まえ、公社の役割や必要性について、事業を所管する部局を交えて検証を行う。【県】						<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業の見通しの精査および公社の役割・必要性の検証 2019年度 ・び文公園都市のうち新県立体育館用地の買戻し 2019年度
3 公社保有の長期未利用地(び文公園都市・竜王岡屋地区・旧リゲインハウス用地・米原駅周辺中核施設用地)について、公社をはじめ関係機関とともに開発の可能性を整理し、利活用方策の検討や用地の買戻しを行うことにより短期貸付けの縮小を目指す。【県】						<ul style="list-style-type: none"> ・米原駅周辺中核施設用地の買戻し 2020年度以降
備考	・「県による債務保証がある」、「県からの短期貸付けがある」※平成31年(2019年)3月時点					

2 公益財団法人淡海文化振興財団【担当部課(局・室)名:総合企画部県民活動生活課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当財団は、協働の主体となるNPOや市民活動団体の人材育成、活動助成等の直接的な支援を行うことで、県とともに多様な主体による協働を推進する重要な役割を担っている。今後も、協働を担うことのできるNPO等を育成するためには、長年にわたり蓄積してきた支援の実績、経験を有する財団の存在は不可欠であり、県としても引き続き支援していく必要がある。一方で、財団の経営は県からの補助に依存しているため、これまでから業務執行体制の見直し等経費の節減を行っているが、さらに、休眠預金等活用法に規定する資金分配団体となるなど県からの補助に頼らない事業の拡大や寄附金等の独自財源の獲得により、自立性の拡大を図る。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
<p>1 市民活動の成果と価値を可視化、検証し、活動の改善や資金提供者等への説明責任につなげる「社会的インパクト評価」を担うことのできる職員を育成し、NPO等への同評価の普及を図る。</p> <p>また、休眠預金等活用法に規定する資金分配団体の選定は、社会的インパクト評価が実施可能な団体であることを前提に制度構築が進められているため、同評価に確実に取り組み、この資金分配団体に選定されて、同法に基づくNPO等への助成事業等を財団の主たる業務の一つとして導入することで、法人の自立性の拡大を図りながら、業務内容についても見直しを行う。【出資法人】</p>	<p>体制づくり</p> <p>資金分配団体への申請・選定</p>	<p>NPO等への社会的インパクト評価の普及</p> <p>NPO等への助成および申請支援・業務内容の見直し</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・体制づくり・社会的インパクト評価を実施できる人材育成 平成30年度(2018年度) ・資金分配団体 申請および選定 2019年度 上半期 助成および申請支援 2019年度 下半期以降 ・賛助会員数 平成29年度(2017年度)67人(団体)(実績) → 2022年度 145人(団体)
<p>2 企業訪問の強化や財団事業の成果の明確化などで、財団および財団の事業への理解を得ることにより、賛助会員数の増と「未来ファンドおうみ」への寄附の確保を図る。【出資法人】</p>		<p>賛助会員の募集・拡大</p> <p>未来ファンドおうみへの寄附の確保</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・寄附 平成29年度(2017年度) 247万円(実績) → 2018~2022年度 250万円×5年
<p>3 「おうみ未来塾」に対して社会的インパクト評価を実施し、その成果・課題を明らかにすることで、事業内容の改善を行い、より一層地域で活躍する人材育成を行う。【出資法人】</p>	<p>社会的インパクト評価実施</p>	<p>事業内容見直し</p>	<p>第16期以降の運営</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・「おうみ未来塾」卒業生が地域で活躍している割合 平成29年度(2017年度)49% (実績) → 2022年度 60%

3 公益財団法人滋賀県スポーツ協会【担当部課(局・室)名:文化スポーツ部スポーツ課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、県民のスポーツ活動の推進のための役割を果たしてきており、今後も、より一層県民スポーツの推進に取り組むとともに、財政基盤の確立のために会員数の増加等に取り組むことにより、県の財政的関与の縮小やサービス向上を目指す。					目 標
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
1 第5次中期経営計画「2024 滋賀国スポの成功に向けた取組等」を策定し、計画に基づき事業を推進する。【出資法人】	第4次計画の評価と第5次計画の策定 →	次期中期経営計画に基づき、関係団体や関係機関との連携に努め、県と緊密な協力体制のもと、各種スポーツ振興事業の実施				<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な人材育成と採用を実施し、組織力を高める取組の実施 ・指定管理施設事業参加者数 平成30年度(2018年度)から毎年1%増
2 指定管理施設での利用促進、賛助会員の拡大等により、自主財源を拡充する。【出資法人】		指定管理施設での利用者・事業参加者の拡大 →	賛助会員・協賛企業の拡大 →			<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者施設利用者数 平成30年度(2018年度)から毎年1%増 ・賛助会員数 平成29年度(2017年度)217会員 → 2022年度 285会員
3 安全、快適で県民から信頼される施設運営に努めるため、研修会、講習会を利用して職員の資質向上を図り、施設利用者の拡大を図る。【出資法人】		研修等への職員の積極的参加 →				<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安心・安全と管理運営のため、上級体育施設管理士の資格取得者 毎年度1名以上 平成30年度(2018年度)12名 → 2022年度 16名
4 新電力会社等への契約を継続し、維持管理の経費削減に努める。 スポーツ競技等に対応できるLED照明導入への検討を行う。【出資法人】		新電力会社等への継続契約とLED照明の検証による新たな施設への導入の検討・実施 →				<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理経費の削減
5 滋賀県競技力向上対策本部の中核として、競技力向上推進計画に基づき事業を実施する。【県・出資法人】		県と法人が共同で選手強化事業を推進するとともに、少年種別の強化充実を図る →				<ul style="list-style-type: none"> ・国民スポーツ大会男女総合成績 充実期(平成29年度(2017年度)～2020年) 10位台 躍進期(2021年～2023年) 10位以内

4 公益財団法人びわ湖芸術文化財団【担当部課(局・室)名:文化スポーツ部文化芸術振興課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	平成29年(2017年)4月1日から、(公財)びわ湖ホールと(公財)滋賀県文化振興事業団の文化芸術部門を統合し、両財団の強みを融合させ、県の総合的な文化芸術振興を担っている。引き続き、効率的・効果的な事業の実施に努めるとともに、さらに評価を高めてより一層の自主財源の確保に取り組むなど、法人の自立性向上を図る。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 中期経営計画(平成29年度(2017年度)～2020年度)に基づき、ホール稼働率や有料公演入場率の向上に向けた取組などにより、自主財源率の向上に努める。【出資法人】	中期経営計画に基づく取組の実施 →			次期中期経営計画に基づく取組の実施 →		・自主財源率(2020年度) びわ湖ホール 41.1% 文化産業交流会館 26%
2 自主事業の充実と貸館利用促進のための取組により、ホール稼働率の向上を図る。【出資法人】	自主事業の充実・貸館利用の増加に向けた取組 →			次期中期経営計画に基づく取組の実施 →		・ホール稼働率(2020年度) びわ湖ホール 85%以上 文化産業交流会館(イベントホール) 26%
3 公演内容の充実と効果的な情報発信により、有料公演入場率の向上を図る。【出資法人】	公演内容の充実・効果的な情報発信 →			次期中期経営計画に基づく取組の実施 →		・有料公演入場率(2020年度) びわ湖ホール 88% 文化産業交流会館 81%
4 統合前2財団のそれぞれのノウハウやチャネルを活用し、他団体と積極的に連携して、効果的な事業運営に努める。【出資法人】	関係団体・市町ホール等との連携事業の推進 →			次期中期経営計画に基づく取組の実施 →		・連携事業数 毎年度 45事業以上
5 県派遣職員について、法人の自立性を高めつつ、人的関与の縮小を検討する。【県】	人的関与の縮小 →					・県派遣職員の引上 2020年度まで各年度1名

5 公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園【担当部課(局・室)名:文化スポーツ部文化芸術振興課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	平成29年(2017年)4月に(公財)滋賀県文化振興事業団(文化・芸術部門)と(公財)びわ湖ホールが統合し、(公財)びわ湖芸術文化財団として組織再編されたことに伴い、当財団は現在、「希望が丘文化公園」のみを管理運営する法人となっている。希望が丘文化公園基本計画(平成30年(2018年)3月策定)においては、民間資金の活用等を含め、「希望が丘文化公園」の効果的・効率的な管理方針を検討することとしているが、この管理運営方針の検討結果は、「希望が丘文化公園」のみを管理する財団の組織運営にも大きく関係することから、この検討に併せて、財団の将来に向けたあり方等の検討を行う。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 基本計画に基づく効果的・効率的な管理方針の検討と合わせ、出資法人のあり方等について検討を行う。【県】		(公園の管理運営方針検討)	あり方等検討 →	検討結果を反映した取組 →		・あり方等の検討 2021年度末
2 県と協議をしながら、財団のあり方等について検討を行う。【出資法人】	(次期指定管理者選定)		あり方等検討 →	検討結果を反映した取組 →		・来園者数 平成29年度(2017年度) 892,052人(実績) → 2022年度 926千人
3 「秋祭り」等の新規事業の実施等により、来園者数を拡大し収益の増加を図る。【出資法人】	新規事業の実施等、来園者数拡大に向けた取組の実施 →					

6 公益財団法人滋賀県環境事業公社【担当部課(局・室)名:琵琶湖環境部循環社会推進課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、平成20年度(2008年度)のクリーンセンター滋賀開業当初から債務超過が続いていたが、その後経営改善に努めた結果、平成27年度(2015年度)には解消した。その後、平成29年(2017年)3月に策定した中期経営計画(平成29年(2017年)～2021年)に沿って、安定的な施設運営と適正な埋立管理を行っており、引き続き法人の経営の安定化に向けた改善に取り組む。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目 標
1 「中期経営計画」(平成29年(2017年)3月策定、平成29年(2017年)～2021年の5年間)に基づき、引き続き安定した経営基盤の確保に取り組む。【出資法人】						<ul style="list-style-type: none"> ・経常収支 毎年度 黒字 ・自己資本比率 毎年度 50%以上 ・借入金依存率 毎年度 30%以下
2 廃棄物の適正な受入・埋立管理に引き続き取り組む。【出資法人】						<ul style="list-style-type: none"> ・安定・適正な施設運営の継続 2023年度 ・計画的な施設整備工事による埋立容量の確保 2019年度
3 埋立終了後の管理方法の検討等を行う。【出資法人】						<ul style="list-style-type: none"> ・埋立終了後の適切な管理の検討 2023年度 ・維持管理積立金の確保 2023年度
4 「クリーンセンター滋賀の今後の運営に係る基本方針」(平成28年(2016年)10月策定)に基づき、公社の経営安定化に資するよう県の資金的支援を継続する。【県】						<ul style="list-style-type: none"> ・公社における経常事業収支の自律確保を基本原則とし、県としては、埋立終了期限の2023年10月までクリーンセンター滋賀を大切な資産として有効に活用できるよう、資金面での計画的な支援を行う
備考	・「法人の代表者へ知事が就任している」、「県による損失補償がある」 ※平成31年(2019年)3月時点					

7 一般社団法人滋賀県造林公社【担当部課(局・室)名:琵琶湖環境部森林政策課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、経営理念「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり」に基づき、公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備の推進、収益性の高い木材の生産と販売の推進および健全な公社経営の確保に取り組んできた。今後、経営理念の実現のため、公社は公益的機能の持続的発揮を維持しながら収益性の改善による伐採収益の確保に引き続き努める。また、伐期を迎える公社林が増大することを踏まえ、県としても公益的機能の持続的発揮と木材生産の採算性を両立するための公社林の保全・活用方法の検討等を行う。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 公益的機能の持続的発揮と木材生産における採算性を両立する公社林の保全・活用方法について、外部専門家の意見を踏まえて検討し、公社への指導助言を行う。【県】	公社造林のあり方の検討		検討結果に基づく指導・助言			・公社造林あり方検討会の設置・検討 平成30年度(2018年度)～2019年度
2 次期中期経営改善計画を策定する。【出資法人】		次期中期経営改善計画の策定	次期中期経営改善計画に基づく取組の実施			・中期経営改善計画の策定 2020年度
3 収益性を確保しつつ、水源涵養機能や県土保全機能等の持続的発揮に配慮した効果的な伐採を行う。【出資法人】	水源涵養機能等の持続的発揮に配慮した効果的な伐採の実施					・伐採面積(分収造林事業) 2017年度(平成29年度) 29ha/年(実績) → 2020年度 72ha/年
4 分収造林契約の変更について、引き続き粘り強く取り組み、伐採計画への影響を最小限にとどめるよう努める。【出資法人】			取組の実施			・分収造林契約の分収割合変更 2017年度(平成29年度) 70% (実績) → 2020年度 100%
備考	「法人の代表者へ知事が就任している」※平成31年(2019年)3月時点					

8 公益財団法人滋賀県緑化推進会【担当部課(局・室)名:琵琶湖環境部森林政策課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は現在、出捐金以外には県からの財政的・人的支援を受けることなく健全に運営している。引き続き、「1 自主・自立性のある経営を維持・継続」、「2 県を主とした行政と相互補完または相乗効果を図る一体的な事業実施」、「3 公益財団法人として透明性の高い経営の推進」の方針に基づき運営を行う。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 自主・自立性のある経営を維持・継続するために、緑の少年団等との協働による募金など、積極的な普及・啓発活動により県民、企業、団体等の緑化意識を高め、緑の募金の額を拡大する。【出資法人】	普及・啓発活動等の実施	普及・啓発活動等による緑化意識の向上と募金額の拡大				・緑の募金額 平成29年度(2017年度) 47,492千円(実績) → 毎年度 60,000千円
2 県を主とした行政と相互補完または相乗効果を図る一体的な事業実施を行うために、森・緑づくり等への活動支援を着実に実施する。【出資法人】	森・緑づくり等への活動支援	市町緑化担当に働きかけを行い、森・緑づくり等への活動支援を着実に実施				・森・緑づくり活動への支援数 平成29年度(2017年度) 65箇所(実績) → 毎年度 年75箇所
3 公益財団法人として透明性の高い経営を行うため、情報公開の一層の推進を図る。【出資法人】	情報公開の推進	事業の実施状況や業務・財務等にかかる情報公開の一層の推進を図る				・ホームページ更新回数 平成29年度(2017年度) 月1回(実績) → 毎年度 月2回

9 公益財団法人糸賀一雄記念財団【担当部課(局・室)名:健康医療福祉部障害福祉課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	県「外郭団体見直し計画」における「廃止」との方針に対し、存続を求める多くの声を受けて、平成 23 年度(2011 年度)に財団が「財団のあり方についての報告」を作成し、自主的・主体的な運営をめざすこととなった。財団では現在、中期経営計画(平成 28 年度(2016 年度)～2020 年度、5 年間)に沿って、普及啓発事業の充実に向けた研修プログラム開発に取り組んでおり、これを活用した研修等を通じて共感・賛同の輪を広げるとともに、県内外の福祉、医療、経済界等の研修事業を受注することにより、賛助会員・寄付金の増加や財源確保を図り自立した運営ができるよう、県として必要な支援、働きかけを行っていく。					
具体的な取組内容	(2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2020 年度	目 標
<p>1 普及啓発事業の充実【出資法人】 ブックレット等の多様な啓発資材や新たな研修プログラムなどを作成し、福祉専門職や企業等の研修で活用されるよう働きかける。</p>	<p>ブックレットを活用した啓発・PR 他の啓発資材等の検討・作成</p>	<p>活用・啓発</p>	<p>活用・啓発</p>	<p>次期経営計画に基づく取組の実施</p>		<p>・普及啓発事業参加者数(表彰式講演会・研修事業参加者) 平成 29 年度(2017 年度) 169 人(実績) → 毎年度 300 人</p>
<p>2 表彰事業の見直し【出資法人】 糸賀思想の普遍性に鑑みた表彰分野の障害福祉以外への拡大、応募者拡大に向けた改善に取り組む。</p>	<p>(平成 27 年～)推薦委員制度の導入・効果的な運用 (平成 29 年～) 記念賞・未来賞の対象分野の拡大</p>	<p>推薦委員制度の導入・効果的な運用 記念賞・未来賞の対象分野の拡大</p>	<p>推薦委員制度の導入・効果的な運用 記念賞・未来賞の対象分野の拡大</p>	<p>次期経営計画に基づく取組の実施</p>		<p>・未来賞応募数 平成 29 年度(2017 年度) 6 件(実績) → 2020 年度 15 件</p>
<p>3 発信力の強化【出資法人】 アールブリュットなど国内外に展開する取組、他分野との連携強化、財団ホームページの充実に取り組む。</p>	<p>アールブリュット関連事業との連携による普及啓発教育・医療・経済界との連携強化 財団ホームページの充実による情報発信</p>	<p>アールブリュット関連事業との連携による普及啓発教育・医療・経済界との連携強化 財団ホームページの充実による情報発信</p>	<p>アールブリュット関連事業との連携による普及啓発教育・医療・経済界との連携強化 財団ホームページの充実による情報発信</p>	<p>次期経営計画に基づく取組の実施</p>		<p>・賛助会員数 平成 29 年度(2017 年度)52 人、22 団体(実績) → 2020 年度 120 人、20 団体</p>
<p>4 財政基盤・運営基盤の強化【出資法人】 賛助会員や寄付の拡大に努め、県の出資比率を引き下げるとともに、事業の企画・運営における他団体の協力体制を整え、効果的・効率的な運営を図る。</p>	<p>ブックレットを活用した賛助会員や寄付の募集</p>	<p>ブックレットを活用した賛助会員や寄付の募集</p>	<p>次期経営計画の策定</p>	<p>次期経営計画に基づく取組の実施</p>		<p>・県の出資比率 平成 29 年度(2017 年度)末 39.1%(実績) → 2020 年度末 32.3%</p>
<p>5 県の関与【県】 県の呼びかけにより設立された経緯を踏まえ、財団の自主的・主体的な運営に向けた支援、働きかけを行う。</p>	<p>財団の行う検討等への支援、財団運営等に対する関係者への協力依頼</p>	<p>財団の行う検討等への支援、財団運営等に対する関係者への協力依頼</p>	<p>財団の行う検討等への支援、財団運営等に対する関係者への協力依頼</p>	<p>財団の行う検討等への支援、財団運営等に対する関係者への協力依頼</p>		<p>※上記の目標は、平成 28 年度(2016 年度)に策定された財団の中期経営計画に基づく</p>

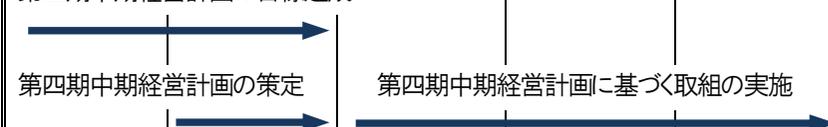
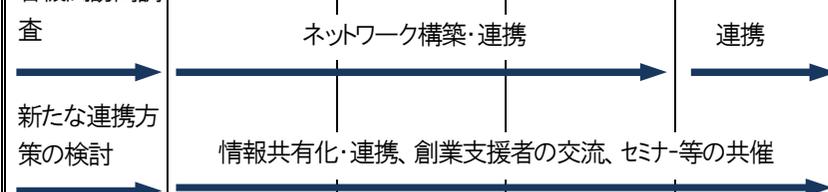
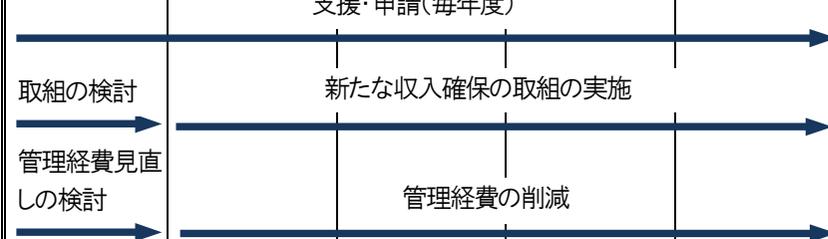
10 一般財団法人滋賀県動物保護管理協会【担当部課(局・室)名:健康医療福祉部生活衛生課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	県の動物管理行政を円滑に推進するため、昭和59年(1984年)に県、7市、43町村および社団法人滋賀県獣医師会が設立した協会という性質上、自立性の発揮は容易ではないが、社会的に注目されている動物愛護業務および県民の安全へ直結する管理業務を適正に実施しつつ、災害時のペット同行避難へ対応するため業務内容を見直し、経費の支出削減に努めつつ自主財源確保の取組を継続する。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 賛助会費および寄付金収入を増加させることで自主財源を確保する。【出資法人】		広報を強化し会員数、寄付者数を増加				・賛助会費・寄付金収入の増加 平成29年度(2017年度) 1,225千円(実績) → 2022年度 1,400千円
2 災害時に起こるトラブルを防ぐために注目され、啓発が必要である”ペットとの同行避難”について、従来の啓発内容を見直し、より重点をおいて飼養者へ啓発する。【出資法人】		飼養者向け講習会の内容見直し・開催増加				・しつけ方教室、出前教室、ペット防災対策講習会の増加 平成29年度(2017年度) 43回(実績) → 2022年度末 50回
3 効率的な事業実施により諸経費(事務経費、動物指導車運行業務にかかる経費)の支出を削減する。【出資法人】		効率的な事業実施を徹底				・事業の効率化により2022年度において平成29年度(2017年度)に比べ諸経費の支出を削減

11 公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター【担当部課(局・室)名:健康医療福祉部生活衛生課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	自主衛生管理に係る啓発事業や、金融および経営に通じた職員(経営指導員)による経営相談、生活衛生同業組合に対する指導センターの専門性を発揮した指導助言等に引き続き取り組むとともに、関係者等からの出資による経済的基盤の強化を図る。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 関係団体から出資(寄付)を得て、県以外の者からの基本財産(出資金)を増やし、自己資本の充実をもって経済的基盤の強化を図る。【出資法人】		県以外の者からの出資金の増額				・県の出資比率 平成29年度(2017年度)末 31.8%(実績) → 2021年度末 25%未満
2 生活衛生同業組合と連携し、経営相談事業の周知に努め、相談室の運営、巡回相談を積極的に行うとともに、非組合員も含めた生衛業者に対して、自主点検実施の啓発を図り、経営相談事業、自主衛生管理事業を推進する。【出資法人】		経営相談事業の推進、自主衛生管理事業の推進				・指導相談件数・自主点検実施件数 2022年度において、平成30年度(2018年度)比10%増加

12 公益財団法人滋賀県産業支援プラザ【担当部課(局・室)名:商工観光労働部商工政策課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、滋賀県産業振興ビジョンや滋賀県中小企業活性化の推進に関する条例等に基づき、県域の中核的支援機関として必要な施策を実施する役割を果たしているが、第4次産業革命の進展や人材不足等、めまぐるしく変化する経済・社会環境に対応できるよう、県内中小企業等に対して今後も継続的な支援を行っていく。また、自立した運営を行っていくため、外部資金等の積極的な獲得に努めるとともに社会・経済情勢・ニーズの変化への対応、他の県内産業支援機関との連携強化に取り組む。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目 標
1 第三期中期経営計画(平成27年度(2015年度)から2019年度)の目標を達成するとともに、経済情勢やニーズの変化に即した第四期中期経営計画を策定する。【出資法人】	<p>第三期中期経営計画の目標達成</p> 					<ul style="list-style-type: none"> ・第三期中期経営計画における目標の達成 取引あっせん成立件数 平成29年度(2017年度)102件(実績) → 2019年度180件 創業準備オフィス入居者の起業件数 平成29年度(2017年度)33件(実績) → 2019年度55件等 ※2020年度以降は第四期中期経営計画による
2 県内の産業支援機関とネットワークを構築し、情報の共有化・連携を図ることで効率的・効果的な支援に努める。【出資法人】	<p>各機関訪問調査</p> 	<p>ネットワーク構築・連携</p>		<p>連携</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・各商工会議所、商工会、市町産業支援担当課等創業支援機関との連携による創業支援者の交流やイベント・セミナー等の共催による開催、情報の共有化 2019年度から開始
3 管理経費の見直しによる支出削減を行うとともに積極的に国等の外部資金や補助金、受託金等を獲得するなどにより、県から自立した運営に努める。【出資法人・県】	<p>取組の検討</p> 	<p>支援・申請(毎年度)</p>	<p>新たな収入確保の取組の実施</p>	<p>管理経費の削減</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発プロジェクト採択件数 平成29年度(2017年度)18件(実績) → 2019年度20件に増 ※2020年度以降は第四期中期経営計画による ・人件費以外の管理経費を2022年度において平成30年度(2018年度)より1,936千円削減

13 公益財団法人滋賀県陶芸の森【担当部課(局・室)名:商工観光労働部モノづくり振興課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、陶器産業の振興と陶芸文化の向上について役割を果たし、より魅力的な事業展開のため収益改善および支出削減に取り組んできたところである。しかしながら、大きな成果に結びついていないため、引き続き安定的に事業活動を行うために、収益拡大の方策について見直し、経営の改善に向けて取り組んでいく。						
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標	
1 企業等の外部資金の積極的な獲得に努め、財務基盤の安定を図り、事業展開に活用する。【出資法人】		企業や団体からの外部資金の拡大 				・企業等からの外部資金の増加 「やきもの振興基金」:2022年度において、平成30年度(2018年度)に比べ10%増	
2 2021年度に向けて次期中期経営計画を策定する。【出資法人】	次期中期経営計画の策定 		次期中期経営計画に基づく取組の実施 			・次期中期経営計画の策定 2020年度 ・来園者数の増加 平成23～26年度(2011～2014年度)平均322,000人 → 2020年度350,000人 ※2021年度以降の目標は、次期中期経営計画において定める。	
3 中期経営計画に基づく取組である、各種イベント誘致、展覧会の開催、子どもたちの作陶体験事業、アーティスト・イン・レジデンス事業での国際的ネットワークの構築、適切な公園の維持管理等を実施し、利用者の拡大を図る。【出資法人】	講座やイベントの開催等 						
4 ミュージアムショップの充実や自動販売機の設置など、収益拡大の方策について見直しを行う。【出資法人】		方策の検討 		方策の実施 		・収益拡大の方策の検討 2020年度	

14 公益社団法人びわこビジターズビューロー【担当部課(局・室)名:商工観光労働部観光振興局】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	少子高齢化や人口減少社会の到来の中で、交流人口を増やし、地域振興事業の要として観光が注目されている。地域の観光資源を活用し、様々な主体と連携しながら明確なコンセプトによる観光地域づくりの舵取りの役割が求められており、これら事業を展開していく職員の育成を図るとともに、自主財源の拡充を図り、経営の改善に努める。						
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標	
1 会員の確保【出資法人】 高齢化や後継者問題等で将来的な会員数の減少が推測される中、新たな分野における会員の開拓を進め会員数の維持・増加に取り組み、会費収入の安定を図る。	新たな分野における会員の開拓等の会員確保の取組実施 					・会員数 2022年度において、平成30年度(2018年度)末比5%増	
2 人と組織の充実【出資法人】 中期計画に基づき、観光物産振興に関し、専門性を強め、継続的に事業展開をするため、計画的段階的な研修等を通してプロパー職員の育成・充実を図る。	中期計画の策定 		計画的な研修の実施 			・戦略的な事業を展開し、観光地域づくりを牽引する人材の育成 ・広告収入・売上手数料収入 2022年度において、平成30年度(2018年度)比5%増	
3 自主財源の拡充【出資法人】 広告収入や売上手数料収入等の拡充に取り組むとともに、旅行業など収益事業領域の新たな開拓を行い、自主財源の拡充を図る。	広告収入や売上手数料収入等の拡充 						
	旅行業を生かした事業検討 		旅行業の登録手続き 宿泊斡旋等を通じた自主財源の確保 			・旅行業の開始による新たな財源の確保	

15 公益財団法人滋賀県国際協会【担当部課(局・室)名:総合企画部国際課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、中間支援組織の柔軟性や専門性等を生かし、全国でも先進事例とされる教育や労働、防災といった事業にも取り組んできたところである。今後、さらなる社会のグローバル化の進展に伴い、国際感覚に優れた人材の育成や、平成30年(2018年)末の出入国管理法改正に伴う外国人労働者の増加を鑑み、外国人住民を含む全ての人が最大限に能力を發揮できるよう多文化共生の推進等の事業に引き続き取り組む。また、一定の成果をあげている収益事業において安定的な財源確保に努め、法人の自立性を高める。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 第2期および第3期中期経営計画に基づく事業の進捗管理を行うことにより、計画的な事業の推進に取り組む。【出資法人】	第2期中期計画による進捗管理		評価・検討 第3期中期計画策定	第3期中期計画による進捗管理		・第3期中期経営計画の策定 2020年度 ・多文化共生総合相談ワンストップセンター設置・運営開始 2019年度
2 外国人材の円滑な受入れならびに外国人との共生社会の実現に向けた環境整備に取り組む。【出資法人・県】	方策検討	多文化共生総合相談ワンストップセンター設置・運営				・災害時外国人支援ボランティア数 平成29年度(2017年度) 100名(実績) → 2022年度 120名
3 県域における災害時外国人支援の役割整理について、県と国際協会と協議を行い、災害時の外国人対応の体制を整備する。【出資法人・県】	県・協会との協議(災害時の人員体制に係る検討、市町国際交流協会との協議)		災害時の体制・役割等の明確化 訓練・シミュレーションの実施 地域防災計画に明記			・自主財源率 平成30年度(2018年度)予算 28% → 2022年度決算 31%
4 事業の質を確保しつつ、経費を節減し、また、パスポート写真撮影事業をはじめとする収益事業による自主財源を拡充することで、協会事業費への県の財政支援の縮小を図る。【出資法人・県】	方策検討	経費の節減・自主財源の拡充 協会事業費への県の財政支援の縮小				・協会事業費への県の財政支援 2022年度において、平成30年度(2018年度)より2,500千円縮小

16 パナソニックアソシエイツ滋賀株式会社【担当部課(局・室)名:商工観光労働部労働雇用政策課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、設立以来、出資以外には県から財政的・人的支援を受けることなく運営しており、障害者雇用実績も拡大していることから、引き続き健全な経営状況を維持しながら、重度障害者の雇用を継続する。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 出資法人における重度障害者の多数雇用を維持する。【出資法人】	重度障害者の雇用					・重度障害者を含む障害者の多数雇用の維持(平成30年(2018年)4月1日現在) 36人(21人) ※かっこ内は重度障害者
2 重度障害者雇用モデル事業所として、工場見学や実習を受け入れるとともに、県および関係機関の行う雇用促進のための啓発事業に積極的に協力する。【出資法人】	見学や実習の受入れ、講演等の啓発活動の継続					

17 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金【担当部課(局・室)名:農政水産部農業経営課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、農林漁業の担い手の確保・育成と担い手への農地集積を目的に、農林漁業への就業対策や農地中間管理事業を実施している。しかし、自主財源に乏しいことから、事業を進める上で今後も国、県から一定の支援を受けつつ、平成 27 年度(2015 年度)に策定された中期経営計画に基づき、効率的な事業実施による支出の削減や負担金徴収等による収入源の確保の取組を進める。					
具体的な取組内容	(2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	目標
1 事業参加者からの負担金徴収や関係機関・団体等からの寄付金による収入確保に取り組む。【出資法人】	負担金や寄付金収入による財源確保の実践		財源確保手法の見直し		新たな財源確保手法の実践	・負担金および寄付金による収入確保 平成 29 年度(2017 年度) 228 千円(実績) → 2020 年度 350 千円
2 中期経営計画に基づく事業を効率的に実践し、2021 年度以降の事業について見直しを行う。【出資法人】	中期経営計画に基づく事業の実践		次期計画の策定		次期計画に基づく事業の実践	・効率的な事業実施による経営収支差額のプラス維持 平成 30 年度(2018 年度)～2020 年度
3 今後業務の増加が予想される中間管理事業について、関係機関等との協議を進め、効果的、効率的な業務を実施する。【出資法人】	市町・JA等との連携体制の強化		国の事業見直し(平成 30 年(2018 年))の事業への反映			・新たな業務委託機関の数 2020 年度末において、平成 29 年度(2017 年度)末に比べて1機関増加
4 現在法人が実施している中期経営計画に対し県として評価を行い、その結果に基づき指導を進める。【県】	中期経営計画進捗状況の評価・見直し指導		次期計画の策定指導		次期計画に基づく評価・指導	・中期経営計画の目標が達成され、かつ次期計画が策定される 2020 年度末

18 一般社団法人滋賀県畜産振興協会【担当部課(局・室)名:農政水産部畜産課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	TPP11 の発効等を踏まえ、「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づく畜産業の体質強化、安全 安心な畜産物の安定供給等の事業を効率的に実施するため、既存事業および執行体制の見直しを図る。					
具体的な取組内容	(2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	目標
1 既存事業の見直し【出資法人・県】 関係団体と調整のうえ、社会情勢や関係者のニーズに応じた事業展開のため、既存事業見直しの検討を行う。	見直し検討		事業実施			・事業見直し検討 2019 年度 ・中期経営計画の策定 2019 年度
2 中期経営計画の策定【出資法人】 中長期的な経営計画の策定を行う。	検討・計画策定		計画に基づく取組の実施		計画中間見直し	
備考	・「中長期の経営計画が未策定である」※平成 31 年(2019 年)3 月時点					

19 公益財団法人滋賀県水産振興協会【担当部課(局・室)名:農政水産部水産課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	資産運用益による収入の確保は厳しい状況にあるが、水産資源の減少に対応するため、引き続き中期経営計画に基づいた経営改善を図るとともに、栽培漁業の中核機関として、経営資源を最大限に生かして、効率的な生産と放流を行い、資源の増殖を進める。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 第Ⅲ次中期経営計画に基づく効果的な放流事業を実施する。【出資法人・県】	第Ⅲ次計画の策定 →	栽培基本計画に基づく効果的な稚魚放流 → 県・試験研究機関、漁業者などと連携して効果的な放流の実施 →				<ul style="list-style-type: none"> ・冬季ニゴロブナ当歳魚(0歳魚)資源尾数の増加 平成28年度(2016年度)507万尾(実績) → 2022年度700万尾 ・効果的な放流に係る情報交換会 年1回以上実施
2 効率的な種苗生産を行うとともに余剰種苗の分譲により自主財源を拡充する。【出資法人】	効率的な種苗生産・余剰種苗の分譲 →					<ul style="list-style-type: none"> ・種苗の分譲による収入額の増加 2022年度において平成30年度(2018年度)より増加
備考	・「法人の代表者へ副知事が就任している」 ※平成31年(2019年)3月時点					

20 公益財団法人 滋賀県建設技術センター【担当部課(局・室)名:土木交通部監理課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」において、県・市町等の適切な発注関係事務に必要な外部機関の育成・活用の促進に努めることとされている。また、道路法改正による「橋梁等の近接目視点検」義務化を受けて、当法人では、市町からの要請に基づき、橋梁の点検や工事に対する技術支援を実施している。このように、県・市町の適正な公共工事の執行、維持管理のための機関として、当法人の役割は増している。また、県、市町等職員の技術力向上を担う県内唯一の機関であることから、中期経営計画(平成28年(2016年)3月策定)に基づき運営の効率化や経費の節減を図りつつ、県・市町等への業務支援の充実を図り、引き続き自立性のある経営を維持する。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 県および市町職員の研修受講者の意見を反映させ、研修の充実を図る。【出資法人】	基礎研修の充実・品質管理およびICTに係る研修の充実 →					・高度化・専門化するICT関連の実践的な研修の導入 2022年度
2 県および市町に対して公共事業の積算・施工管理等の支援事業を行うとともに、きめ細かい技術支援を通じて市町職員の技術の向上に努める。 また、市町管理橋梁の定期点検の実施を通じて、橋梁の適正な管理と橋梁修繕工事に対する技術的支援を進める。【出資法人】	橋梁点検 (1巡目) →	積算・施工管理等の支援業務の充実 橋梁点検(2巡目) 修繕工事への技術支援・施工管理等の支援業務の充実 →				・積算受託収益における市町の割合 平成25～29年度(2013～2017年度)平均22.3%(実績) → 平成30年度(2018年度)～2022年度 平均25.0% ・市町の橋梁点検と修繕工事への積極的な支援 基本協定締結市町数 平成29年度(2017年度)17市町(実績) → 2022年度 18市町
3 積算システム集約化事業および工事管理情報システム事業の安定的運営に努める。 また新技術導入(ドローンを活用した市町への災害支援等)の検討を行う。【出資法人】	積算システム、工事管理情報システム更新による安定的運営 ドローンを活用した災害支援等の検討 → ドローンを活用した災害支援等の実施 →					・システム集約の維持と設備の更新
4 採算性を見極めつつインフラ老朽化対策等、時代のニーズに即した新たな事業(市町管理橋梁修繕事業に対する技術支援(修繕記録のデータベース化等))を検討する。 また、2021年度に次期中期経営計画を策定する。【出資法人】	現計画に基づく取り組みの実施・新たな事業の検討 →				次期中期経営計画の策定 →	新計画に基づく取り組みの実施 ・ドローンの技能認定証明証取得者 平成30年度(2018年度)2人(実績) → 2022年度 3人 ・次期中期経営計画の策定 2021年度

21 滋賀県道路公社【担当部課(局・室)名:土木交通部道路課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当公社は、有料道路等を借入金で建設し、供用後は利用者からの料金を維持管理をしている。このため、良好な維持管理による安全で快適な有料道路等の提供と、利用者ニーズに対応したサービスに努めるとともに、料金徴収期間内に建設費を確実に償還していく。						
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標	
1 琵琶湖大橋有料道路第6期事業の着実な実施に取り組む。【出資法人】	ETCの整備 →	4車線化拡幅(用地の取得促進、工事の実施) →			基礎工耐震補強 工事の実施 →	事業計画の評価・見直し →	・琵琶湖大橋有料道路第6期事業 事業計画の見直し 2022年度末 ・長寿命化計画の見直し 琵琶湖大橋 2021年度末 その他の橋梁 2019年度末
2 良好な維持管理による安全で快適な有料道路等の提供に取り組む。【出資法人】	長寿命化計画に基づく効率的・効果的な修繕の実施 →						・大津港駐車場の収支改善策の検討・実施 2022年度(継続) ・次期中期経営計画の策定 2019年度末
3 大津港駐車場の利用促進等による収支改善に取り組む。【出資法人・県】	長寿命化計画の見直し (その他の橋梁) →						
	長寿命化計画の見直し (琵琶湖大橋) →						
	収支改善策の検討・実施 →						
4 次期中期経営計画を策定する。【出資法人】	次期中期経営計画の策定 →						
	次期中期経営計画に基づく取組の実施 →						

22 信楽高原鐵道株式会社【担当部課(局・室)名:土木交通部交通戦略課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、平成3年(1991年)の列車衝突事故により経営危機に陥ったものの、事業継続は不可欠との認識のもと、県、甲賀市と3者で「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築実施計画を国に申請。平成25年度(2013年度)から同計画に基づき、上下分離方式により収支均衡を図りつつ安全・安定運行に必要な対策を講じているが、経常利益の確保に向けて、引き続き、利用者促進や経費節減に取り組んでいく必要がある。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 鉄道事業再構築実施計画の着実な取組の実施	実施計画の 進捗確認 →	確認結果を踏まえた取組の実施 →				・輸送人員 50万人 ・旅客収入 1億円
安全な輸送サービスの確保、経営合理化の推進、情報発信力とブランド構築力【出資法人】	・進捗状況・効果等の評価					
①鉄道用地・施設の取得、保有等 ②施設整備、維持修繕・管理等に要する経費の負担 【①②甲賀市による支援、②県による甲賀市への補助】	・整備等の計画の点検					
まちづくり施策と連携した利用促進 【甲賀市による推進】	・利用促進施策内容の評価					

23 公益財団法人滋賀県文化財保護協会【担当部課(局・室)名:教育委員会事務局文化財保護課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、文化財保護の推進のため、特に県が調査主体である国や県の実施する公共事業に関連する発掘調査業務を中心にその役割を果たしてきたところであるが、近年、市町が実施する発掘調査等の支援のほか、市町や観光協会等と連携し、社会的要請に応じた事業の幅の拡大を図っている。今後、新たな事業を実施することで文化財を通じた地域への社会貢献を進めるなど法人の自立性向上を図り、引き続き財政基盤の安定に努める。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 公共事業に関わる埋蔵文化財の発掘調査を効率的に進め、引き続き財政基盤の安定に努める。【出資法人】 開発事業計画を早期に把握し、中長期的な発掘調査事業量の見通しについて、法人と情報共有し、市町支援を含む発掘調査の円滑な実施に努める。【県】		計画的・効率的な発掘調査事業の実施				<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査年間受託契約額 平成30年度(2018年度)～2022年度の平均434百万円(税抜) 文化財活用事業に対する貸付件数 平成30年度(2018年度)0件 → 2019～2020年度 各1件 2021～2022年度 各2件
2 県内で実施される文化財活用事業に対する資金貸付事業を新たに開始し、文化財を通じた地域への社会貢献を進める。【出資法人】	文化財活用事業貸付金創設	貸付事業活用に向けた取組(制度の周知)				

24 公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センター【担当部課(局・室)名:警察本部組織犯罪対策課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、県「外郭団体見直し計画」における「自立性の拡大」との方針を踏まえ、県の関与の縮小を念頭に業務を進めてきたが、補助金に依存する状態が続いており、改めて賛助会費収入の増額や県の財政的関与の縮小に向けた取組方法を検討する。興味をひくようなホームページや、訪れやすい相談所への改善、また、賛助会員の優遇制度の設定等により会員を拡大することで、寄付金収入を増やし、自立性の拡大をより一層進める。					
具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
1 ホームページの活用方法を検討する。【出資法人】		掲載内容の検討		リンク先企業の検討		<ul style="list-style-type: none"> ホームページリンク先企業 平成30年度(2018年度)0社(実績) → 2022年度 10社
2 相談事業の充実に向け、周知方法等を検討する。【出資法人】	相談所開設チラシや暴追センター紹介チラシの設置場所の開拓検討			効果の検証と改善検討		<ul style="list-style-type: none"> チラシ設置場所 2022年度において平成30年度(2018年度)に比べて10箇所増
3 賛助会員の拡大に向け、企業のセミナーや、警察等行政が企画するイベントへの参加し、会員を募る。【出資法人】	センターを紹介し周知を図り賛助会員を募る					
4 賛助会員の拡大に向け、会員であることのメリットを検討する。【出資法人】		メリット考案	メリットの試行		効果の検証と改善検討	<ul style="list-style-type: none"> 会員企業 平成29年度(2017年度)253社(実績) → 2022年度 280社